# 地域集会所整備費補助金の活用例

町内会等が、地域集会所の「新築・建替え・改修・トイレの 水洗化及び洋式化」の整備を行う場合に、八戸市ではその費用 の一部を補助しております。

◆ 補助金活用例① -老朽化に伴う改修-

集会所の老朽化が進んでいるため、屋根及び外壁の塗装や、室内の改装工事を実施したい。

#### 工事内容

- 屋根及び外壁の全面塗装
- ホール、和室及び台所の内装工事
- 全室の照明器具をLED化

# 工\_期

3か月

# 補助金額

- 200 万円 = 工事費 400 万円 × 1/2 (残り 1/2 の工事費については、町内会で負担した)
  - ⇒ 集会所の快適性が向上し、より一層地域の交流拠点として活用することが可能となった。

#### 改修前







◆ 補助金活用例② ートイレの水洗化ー 集会所のくみ取り式トイレを水洗化したい。

## 工事内容

- 既存トイレの内部解体及び処分
- 給排水設備工事、電気工事
- 公共下水道接続工事

## 工期

1か月

#### 補助金額

- 150万円 = 工事費300万円 × 1/2 (残り1/2の工事費については、町内会で負担した)
  - ⇒ トイレの衛生化により、利便性が向上した。

◆ 補助金活用例③ ートイレの洋式化ー 集会所の利便性を図るために、トイレを洋式化したい。

#### 工事内容

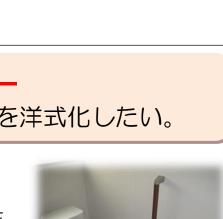
解体造作工事及び給排水設備工事等

### 工期

<u>- 1か月</u>

## 補助金額

- <u>25 万円</u> = 工事費 50 万円 × 1/2 (残り 1/2 の工事費については、町内会で負担した)
  - ⇒ 生活様式の変化に対応したトイレを整備し、高齢 者や子供の利用に配慮した集会所となった。



## ※ 補助金についての相談は?

補助金の交付にあたっては、八戸市との事前協議が必要になります。

補助金交付の要件や工事内容、着工時期等について、打合せを行うことになりますので、必ず事前にご相談ください。

(問い合わせ先) 八戸市福祉部福祉政策課 指導監査グループ 電話:0178-43-9294